
教 育 委 員 会 規 則

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月23日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県認定こども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条第1項中「又は前条」を削り、同条第2項中「第3条第1項の申請書の提出に係るものにあつては」を削り、「当該申請」を「、当該申請」に改め、「、前条の申請書の提出に係るものにあつては期日を定めて当該市町村における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況について教育委員会に意見書を提出することができる旨を」を削る。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。